

第三期東根市子ども・子育て支援事業計画（案）（概要）

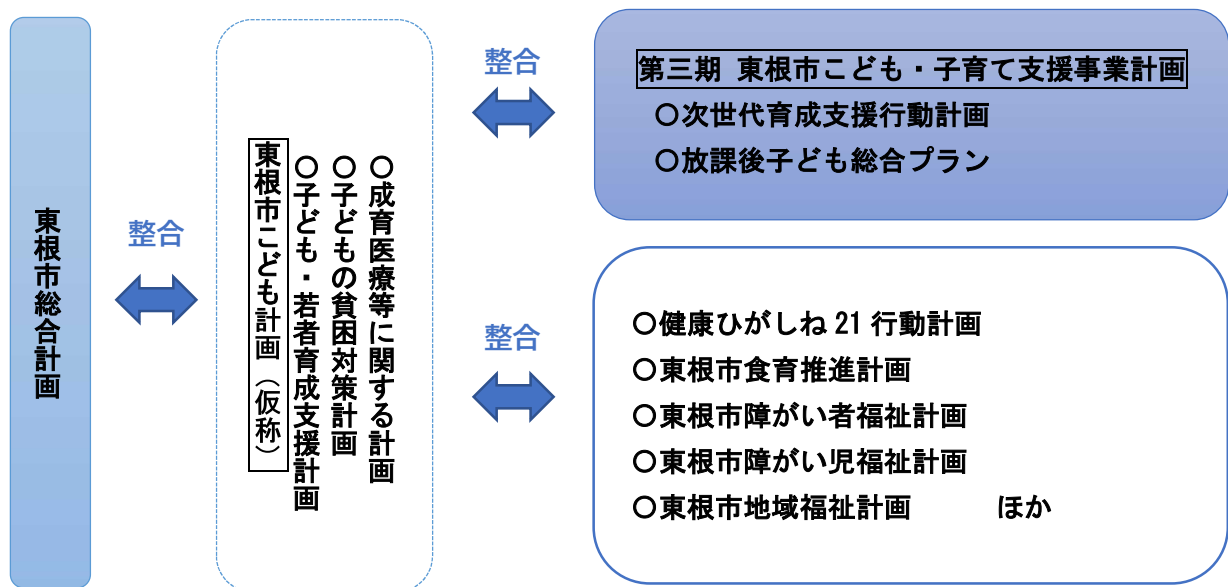
1. 計画策定の趣旨

市では、平成 27 年度に「第一期東根市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年度に「第二期東根市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策に取り組んできました。この度、令和 6 年度で第二期計画が最終年度を迎えることから、「第三期東根市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、関連する各計画と連携しながら、子育て環境の充実を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、幼児教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

第二期計画までは、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していく方向性を示す計画としておりましたが、本計画に定める内容は、子ども・子育て支援法において定めるべき事項のほか、次世代育成支援行動計画、放課後子ども総合プランとしての位置づけとします。



3. 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

4. 計画に定めるべき事項（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）

- (1) 幼児教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の方策、実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- (4) 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制確保の内容
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

5. 事業量の目標

(1) 幼児教育・保育の量の見込みに対する確保の方策

第二期計画期間中も不足する保育の受け皿の拡大に努めた結果、1号認定・2号認定の確保の量は充足する見込みです。3号認定では、令和8年4月の開園を目指す民間事業者による保育所等2施設の整備を予定していますが、3歳未満児の保育需要の増加を背景に、特に1歳児で確保の量が不足することが見込まれます。

この状況を踏まえ、次の点に十分に留意しながら、本計画期間中の新たな保育施設の整備について検討します。

- 「乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）」の影響
- 市内認可外保育施設閉園の影響
- 年度途中の育児休業から復職する際の保育、きょうだい同時入園等の課題
- 公営施設（利用者が減少する児童センター、老朽化が進む保育所）の在り方

○ 1号認定（幼児教育・3～5歳児）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		240	229	217	213	210
確保の方策B	特定教育・保育施設 (認定こども園)	240	255	255	255	255
	計	240	255	255	255	255
B－A		0	26	38	42	45

○ 2号認定（保育・3～5歳児）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		938	899	850	832	824
確保の方策B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	884	878	878	878	878
	計	884	878	878	878	878
B－A		△54	△21	28	46	54

○ 3号認定（保育）

単位：人

2歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みA		267	259	261	259	258
確保の方策B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	248	261	261	261	261
	特定地域型保育施設 (小規模保育事業)	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6
	計	272	285	285	285	285
B－A		5	26	24	26	27

単位：人

1 歳児		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み A		245	246	245	244	244
確保の方策 B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	185	197	197	197	197
	特定地域型保育施設 (小規模保育事業)	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6
	計	209	221	221	221	221
B－A		△36	△25	△24	△23	△23

単位：人

0 歳児		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み A		107	106	102	102	102
確保の方策 B	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	89	95	95	95	95
	特定地域型保育施設 (小規模保育事業)	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6
	計	113	119	119	119	119
B－A		6	13	17	17	17

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業は、次の 19 事業になります。

- ①延長保育事業、②放課後児童健全育成事業、③地域子育て支援拠点事業、
 ④子育て援助活動支援事業、⑤一時預かり事業、⑥病児・病後児保育事業、
 ⑦妊婦健康診査事業、⑧乳児家庭全戸訪問事業、⑨養育支援訪問事業、
 ⑩子育て短期支援事業、⑪利用者支援事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、
 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑭子育て世帯訪問事業、
⑮児童育成支援拠点事業、⑯親子関係形成支援事業、⑰妊婦等包括相談支援事業、
⑱産後ケア事業、⑲乳児等通園支援事業

⑭、⑮、⑯は令和 6 年 4 月 1 日施行の児童福祉法の改正により、⑰、⑱、⑲は令和 7 年 4 月 1 日施行の子ども・子育て支援法の改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

○妊婦等包括相談支援事業（令和７年度～）

妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施するものです。母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と合わせて行うなどの連携に留意していきます。

単位：回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	990	990	990	990	990
確保の内容	990	990	990	990	990

○産後ケア事業（令和７年度～）

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を図るため、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。助産院への通所や助産師の訪問、産科医療機関への宿泊等により、乳房ケアや相談支援を行います。

単位：人（延べ）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み		182	182	182	182	182
確保の内容	短期入所（ショートステイ）型	48	48	48	48	48
	通所（デイサービス）型	109	109	109	109	109
	居宅訪問（アウトリーチ）型	25	25	25	25	25
	計	182	182	182	182	182

○乳児等通園支援事業（令和７年度～）

保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満３歳未満の児童（保育所等に入所しているもの除く。）に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、令和７年度を試行期間として、給付制度となる令和８年度からの本格実施を目指します。

単位：人（延べ）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	0	192	192	192	192
確保の内容	0	192	192	192	192